# 奈良市行政委員会の非常勤委員の 報酬制度見直しに関する検討報告書(案)

平成25年2月7日 奈良市行政委員会委員報酬検討委員会

# 目 次

1.	はじめに ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 頁
2	行政委員会について	
۷.	1] 以安良云に りいて	
	(1)行政委員会の制度及び趣旨 ・・・・・・・・・・・・	1頁
	(2)行政委員報酬について ・・・・・・・・・・・・・・	2 頁
	(3)本市の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3 頁
3.	報酬制度の見直しについて	
	(1)見直しの基本方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・	4 頁
	(2)引き続き月額報酬制を採用する場合の判断基準 ・・・・・	4 頁
	(3)報酬制度のあり方について ・・・・・・・・・・・	4 頁
	(4)日額水準のあり方等について ・・・・・・・・・・・	5 頁
1	thur	6 百

#### 1. はじめに

奈良市行政委員会委員報酬検討委員会(以下、「本委員会」という。)は、奈良市(以下、奈良市のことを単に「市」と呼ぶことがある。)が設置している行政委員会の委員(教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会の委員及び非常勤の監査委員をいう。以下同じ。)の適切な報酬のあり方等について、有識者等の意見を取り入れ、今日的な視点に立った適正な基準をもって定めることを目的として、平成24年12月21日に設置された。

本委員会は、社会経済情勢の変化や市民感覚、他都市との均衡を踏まえつつ、行政 委員会委員報酬の支給基準や額の妥当性等について、4回にわたり会合を開き検討を 重ねた。

本報告書は、奈良市行政委員会委員報酬検討委員会設置要項第7条の規定により、その検討結果を市長に報告すべく作成したものである。なお、本委員会の開催経過は下記のとおりである。

回 開 催 日	主 な 検 討 事 項		
第1回	本委員会公開要領の制定、報酬制度の説明、中核市等の		
平成 24 年 12 月 28 日	制度内容の説明、今後の進め方について		
第2回	各行政委員会のヒアリング		
平成 25 年 1 月 16 日			
第3回	報酬制度見直し案の検討		
平成 25 年 1 月 21 日			
第4回	報告書の作成		
平成 25 年 1 月 31 日	報口音(グ)[FDX		

## 2. 行政委員会について

#### (1) 行政委員会の制度及び趣旨

行政委員会とは、地方自治法第138条の4及び第180条の5に基づき、都 道府県及び市町村に設置が義務付けられている執行機関たる委員会又は委員であ る。

行政委員会制度は、戦後、首長への権限集中排除や民主化政策の推進の観点から導入されたものであり、地方自治法及び個別法で、市町村には「教育委員会」「選挙管理委員会」「人事委員会若しくは公平委員会」「農業委員会」「固定資産評価審査委員会」の5つの合議制の委員会と「監査委員」を置くこととされており、いずれの機関も必置とされている。

# (2) 行政委員報酬について

行政委員会の委員報酬については、地方自治法で下記のとおり、「勤務日数に応じて支給する」(日額制)とされているが、ただし書きにおいて、「条例で特別の定めをした場合は、この限りでない」(月額制)と定められている。

#### 【地方自治法】

第203条 普通地方公共団体は、その議会の議員、委員会の委員、非常勤の監査委員その他の委員、自治紛争処理委員、審査会、審議会及び調査会等の委員その他の構成員、専門委員、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人及び選挙立会人その他普通地方公共団体の非常勤の職員(短時間勤務職員を除く。)に対し、報酬を支給しなければならない。

2 前項の職員中議会の議員以外の者に対する報酬は、その勤務日数に応じてこれを支給する。但し、条例で特別の定めをした場合は、この限りでない。

#### ≪参考1≫

### 【地方自治法第203条の解釈について】

非常勤職員に対する報酬の支給は勤務日数に応じてこれを支給する。このことは非常勤職員に対する報酬が常勤職員に対する給料と異なり、いわゆる生活給たる意味は全く有せず、純粋に勤務する反対給付としての性格のみをもつものであり、したがって、それは勤務量、すなわち、具体的には勤務日数に応じて支給されるべきものであるとする原則を明らかにしたのである。

しかし、実際問題としては、非常勤職員の中にも勤務の実態が常勤職員とほとんど同様になされなければならないものがあり、その報酬も月額或いは年額をもって支給することがより適当であるものも少なくなく、常にこの原則を貫くことが困難な場合も考えられるので、ただし書を設け、条例で特別の定めをすれば勤務日数によらないことができるものとされている。

〔学陽書房 逐条地方自治法 松本英昭 著〕抜粋

#### ≪参考2≫

## 【滋賀県労働委員会等委員会月額報酬支出差止請求住民訴訟事件について】

○最高裁 平成23年12月15日判決

①結果 : 滋賀県勝訴

②判決要旨

月額報酬を採ることが特に不合理であるとは認められず、県議会の裁量権の範囲を超え、これを濫用するものとは言えない。

# ③ただし書の解釈

原則として勤務日数に応じて日額で支給するとする一方で、条例で定めることにより、それ以外の方法及び金額を含む内容に関しては、当該非常勤職員の職務の性質や内容、職責や勤務の態様について最もよく知り得る立場にある当該普通地方公共団体の議決機関である議会において決定することとして、その決定をこのような議会による上記の諸般の事情を踏まえた政策的・技術的な見地から裁量権に委ねたものと解するのが相当である。

# (3)本市の状況

本市の各行政委員会の委員報酬については「奈良市報酬及び費用弁償に関する 条例」において下記のとおり定めており、固定資産評価審査委員会委員への報酬 以外は月額制を採用しているところである。

支給区分			報酬額	
教育委員会	委員長	月額	247, 000円	
	委員	月額	150,000円	
監査委員	議会の議員のうちから 選任された者	月額	47,000円	
	識見を有する者のうちから 選任された者	月額	247, 000 円	
選挙管理委員会	委員長	月額	95, 000円	
	委員	月額	61,000円	
公平委員会	委員長	月額	82,000円	
	委員	月額	56,000円	
農業委員会	会長	月額	69,000円	
	副会長	月額	54, 000 円	
	委員	月額	45, 000 円	
固定資産評価審査委員会	委員	日額	14, 500 円	

# 3. 報酬制度の見直しについて

# (1) 見直しの基本方針

行政委員会の非常勤委員の報酬は、生活給としての意味は有さず、純粋に勤務 実態に対する反対給付であり、地方自治法第203条の規定にもあるように日額 報酬制への改定を原則として見直す。

なお、日額報酬制・月額報酬制のいずれについても、行財政改革推進の視点に 立って、市民感覚に照らして妥当な報酬額となるように見直す。

# (2) 引き続き月額報酬制を採用する場合の判断基準

前述のとおり、原則として日額報酬制に改定することを前提に見直すが、引き 続き月額報酬制を採用するか否かについては、次の2つの基準をもって判断した。

# 【判断基準】

- ① 日額によらない特別の事情があると認められるか。
  - ⑦ 日常的な活動が中心となり、機関としての意思決定をすることが活動の中心となる執行機関との著しい差異があるかどうか評価する。

  - 当該委員に就任したことによる公務優先に伴う自己活動の制約、処分権限の 度合や責任に起因する訴訟や苦情等から評価する。
- ② 大阪高裁の控訴審判決(滋賀県労働委員会委員月額報酬支給差止請求住民訴訟事件)で適法とされた活動日数(1月当り4.7日)をもって月額支給も適法であるとされたことを参考に、1月当り5日以上の平均活動実績の有無をもって判断基準の目安とする。

#### (3)報酬制度のあり方について

本委員会としては、検討・審議の結果、下記のとおり見直すことが適切である との結論を得た。

まず、教育委員長については、職務の範囲が広く、その職務は日額では諮り得ない特殊性があるなど、日額によらない特別の事情があると認められるとともに、活動日数についても上記基準を上回る実績があることから、月額報酬制を継続することが適切である。ただし、現在の報酬月額は、中核市で最も高額であるため、中核市平均である150,000円程度が適当であろう。

また、農業委員会については、日常的な活動が中心であり、執行機関としての 意思決定をすることが活動の中心である他の委員会とは著しい差異があるなど の理由により、日額によらない特別の事情があると認められるとともに、活動日 数についても上記基準を上回る実績があることから、月額報酬制を継続すること が適切である。報酬額についても中核市平均であるため現行通りとする。 その他の委員会委員については、活動日数が上記判断基準を満たしていない ことや、日額によらない特別の事情があるとは考えづらいことから、日額報酬 制に改定すべきである。

# (4) 日額水準のあり方等について

日額報酬制に改定する委員会委員の日額報酬単価については下記のとおりとする。

① 委員長または会長および識見を有する者のうちから選出された監査委員(以下「委員長等」という)については、常勤の行政委員である常勤監査委員の年収を算定の基礎とするとともに、ヒアリングの結果、多くの委員長等の勤務時間が概ね3~4時間と半日程度であったことから、当該年収から積算した報酬日額の約2分の1の額をもって、日額報酬単価を21,000円とするのが適当である。

また、行政委員会の執行機関としての同質性の観点から、全ての委員会について同額とすべきである。

② 委員および議選監査委員(以下「委員等」という)については、委員長等の現行報酬額との間差率により算定すると下記のとおりとなる。

教育委員会委員(100/165)  $\Rightarrow$  13,000円 選挙管理委員会委員(100/156)  $\Rightarrow$  14,000円 公平委員会委員(100/146)  $\Rightarrow$  15,000円 農業委員会委員(100/154)  $\Rightarrow$  14,000円

上記の平均額の14,000円をもって委員等の日額報酬単価とする。

なお、委員等についても、委員長等と同様に、行政委員会の執行機関としての 同質性の観点から、日額報酬単価は各委員とも同一とする。

なお、固定資産評価審査委員会委員の報酬についても、行政委員会の執行機関 としての同質性の観点から、現行の14,500円を14,000円に改定すべきで ある。

③ 1時間に満たない短時間の活動についても、報酬を満額支給することは、市民 感覚からすると妥当性を欠くとの印象が否めない。

このことから、勤務時間が1時間未満である場合には、3分の1である下記の額をもって日額報酬単価とする。

- ⑦ 委員長および識見を有する者のうちから選出された監査委員 … 7,000円
- ⑦ 委員および議会の議員のうちから選任された監査委員 … 5,000 円

また、日額の支給対象となる職務については、勤務実績に応じた支給という観点から、委員会等への出席のほか、委員会等に付随して行われる協議・調整等の委員会等への出席以外の職務で、客観的・具体的に確認できるものについて、支給対象とすることが適当である。なお、情報漏洩防止やコンプライアンスの観点から出勤しての執務を原則とし、在宅での執務については原則として考慮しない。

# 【見直し案】

支給区分			報酬額			
			常報酬額	活動時間が1時間 未満の日の報酬額		
教育委員会	委員長	月額	150,000 円	_		
	委員	日額	14,000 円	5,000円		
監査委員	識見を有する者のうちか ら選任された者	日額	21,000円	7,000円		
	議会の議員のうちから選 任された者	日額	14,000 円	5,000円		
選挙管理委員会	委員長	日額	21,000 円	7,000円		
	委員	日額	14,000 円	5,000円		
公平委員会	委員長	日額	21,000 円	7,000円		
	委員	日額	14,000 円	5,000円		
農業委員会	会長	月額	69,000 円	_		
	副会長	月額	54,000 円	_		
	委員	月額	45,000 円	_		
固定資産評価審査委員会	委員	日額	14,000 円	5,000円		

#### 4. おわりに

本報告は、行政委員会委員の報酬のあり方に関する見直しの方向性を示したものであり、奈良市においては、この報告内容を踏まえて真摯に検討され、所要の 見直しをすべきものと考える。

地方分権を推進する中で、首長から独立した機関として、高い専門性や中立性、公正性とともに、地域の実情に応じた独自性も求められる行政委員会の役割は、今後ますます重要になると考えられ、各行政委員会においては引き続きその職責

を果たしていただきたい。

一方で、行財政改革の面から、委員会の職務の効率化についても、積極的に検討すべき課題である。職務の効率化を図るとともに、社会経済情勢等の変化に合わせて、常に職務内容を精査し、市民から支持される納得性の高い制度であるよう、その妥当性等につき点検・検討を行っていくことが必要である。

# 奈良市行政委員会委員報酬検討委員会

委員長 伊藤 忠通 (奈良県立大学 学長)

委員 絈井 憲 (一般財団法人 南都経済研究所 理事長)

委員 松山 治幸 (公認会計士)